

岡本の国会での答弁

177-衆-災害対策特別委員会-14号 平成23年08月23日

○石田(祝)委員 正式には、来年の中央防災会議でお認めをいただいて、三連動の対策ということが正式に動き出すだろうと思います。

私の地元の高知県も、当然、南海地震ということ想定しておりましたけれども、やはりこれは、東海、東南海、南海、さらに日向灘と、この三つないし四つ、そういう地震が連動するのではないか、こういう前提で、関係各九県、そういうところが、知事さんも大変な危機感を持って今動き出している。

ですから、これは、先ほど申し上げましたように、中央防災会議で正式に決定されるだろうと思いますが、私たちは、三連動だという前提でしっかりと取り組みをしてまいらなきゃならない、このように思っておりますので、大臣の問題意識、御決意はそのとおりだ、私はこのように思っております。

それで、東日本大震災についてお伺いをしたいと思います。

東日本大震災につきましては、復興特で質問も何度かさせていただいておりますが、きょうはせっかくだから、お伺いいたしたいと思います。

まず、基礎支援金、義援金、災害弔慰金、こういうものが、当初、大変おくれている、被災者のもとに届いていない、また、特に義援金については、せっかくその思いで全国各地から浄財を出していただいたんだけど、被災者の手元に行っていないのでは何にもならない、こういうお声もあったようですが、現在、一番新しい状況で、これらのお金の請求とか支払い、どれぐらい手元に行っているのか、このことをまずお聞きいたします。

○阿久津大臣政務官 それでは、私の方から、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給体制についてお答えをさせていただきたいと思います。

内閣府からの要請に基づきまして、財団法人都道府県会館において、事務処理要員を七月末に約百人に増員するなどの改善措置を実施させていただきました。

この結果、八月二十二日までに財団法人都道府県会館に約十五万一千件の申請がなされまして、このうち十四万四千件の約千二百八十億円について振り込み手続を終えたところであり、申請件数と支給件数の乖離は解消するに至ったものと考えております。

○岡本大臣政務官 今御質問いただきました、まず災害弔慰金の方からお答えをさせていただきたいと思います。

八月十一日現在の支給状況につきましては、支給済み件数は五千七百二十八件、約百七十五億円が被災者のお手元に渡っております。被災三県におきましては、岩手県において四百七十五件、十五億四千万円、宮城県において四千六百五十件、約百四十一億九千万円、福島県において五百二件、約十四億円がお手元に渡っているところであります。

また、七月二十九日に兄弟姉妹を支給対象に加える法改正がされた際、本来、災害弔慰金は、市町村が条例で定めるところによって支給するものとなっておりますが、市町村の条例改正を待たずして災害弔慰金が支給できる旨の通知を発出したところでございます。

続いて、義援金についてであります。

義援金につきましては、八月二十二日現在、日本赤十字社等に寄せられましたお金は三千百七十三億円となっております。現時点で、それぞれの都道府県、被災のあった地域にお配りしておりますが、被災都道府県への送金額は二千八百六十二億円、総額の約九〇％となっております。このうち、市町村への送金額は二千三百七十四億円、総額の七五％、そして市町村から被災者のお手元に千六百二十八億円、総額の五一％が配付済みであります。

宮城県では、今なお住宅被害の件数が万単位でふえる可能性もあり、これらへの備えを除き、日本赤十字社等は毎月被災都道県に送金をしております。

また、被災者への配付は進んできておりまして、四月に定められた一次分は、市町村への送金額の八百八十二億円のうち八四％、七百四十三億円、相当額が被災者のお手元に届いておりまして、六月に方針が定められました第二次分につきましては、おおむね第一次分の対象者と同じであって、新たな罹災証明や振り込み口座の確認などが不要である場合が多く、第一次分より速いスピードで配付されておりまして、市町村への送金額の五九％の八百八十四億円が被災者のお手元に届いていることとなっております。

こういった中、第二次分の配付の件数を第一次分配付件数に対する割合で見ますと、第二次分で世帯単位から個人単位へと配付方法を変更した市町村が多いなどの事情がある福島県を除きますと、八四％となっております、この二カ月で相当進んだというふうに理解をしております。

これからも鋭意、しっかりと被災者の皆様のお手元に届くように努力をしていきたいというふうに考えております。